

新規加入事業所向け説明資料

令和3年8月



Index

協会けんぽの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P2～9
プログラム1. 健康保険のサービス(各種給付)について.....	P10～28
プログラム2. 企業の健康づくりについて(健康診断など).....	P29～43
協会けんぽからのお知らせ・・・・・・・・.....	P44～51

協会けんぽの概要



協会けんぽとは

国が運営してきた健康保険事業(政府管掌健康保険)を引き継ぎ、平成20年10月に健康保険法に基づき設立された公法人です。

主に中小企業で働く従業員やその家族約4,000万人の皆様が加入している日本最大の医療保険者です。

基本使命

協会は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の利益の実現を図る。

キーコンセプト

- ・加入者及び事業主の意見に基づく自主自立の運営
- ・加入者及び事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

協会けんぽの業務

保険運営の企画

外部の有識者等で構成される運営委員会(支部においては評議会)により、事業計画策定。

保険給付

健康保険被保険者証等の発行業務及び健康保険法に定める法定給付(診療報酬、療養費、高額療養費、傷病手当金など)の業務。

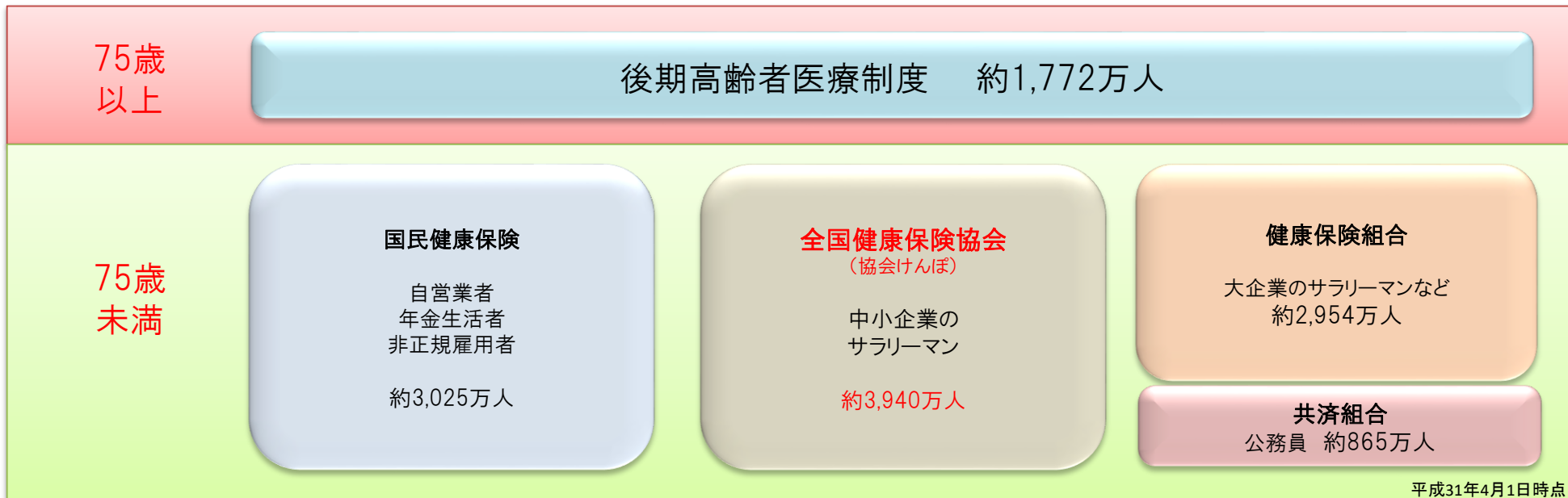
保健事業

加入者の健康の保持増進に関する事業を実施。 特定健康診査、特定保健指導、健康経営、その他の健康増進に関する施策。



協会けんぽの規模及び加入者

医療保険者の構成



協会けんぽ埼玉支部の加入状況

事業所数 105,956事業所 (令和3年4月末現在)

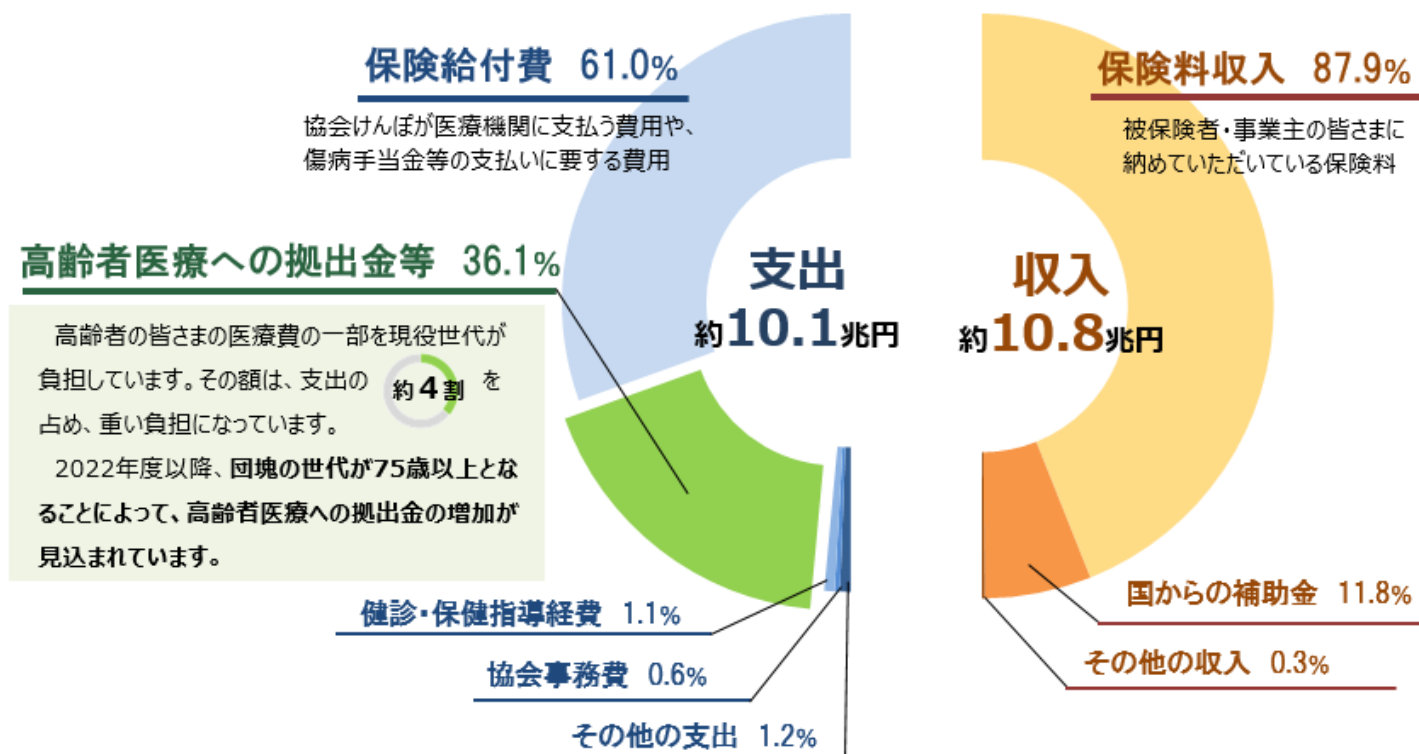
加入者数 (令和3年4月末現在)

- ・被保険者885,727名
 - ・被扶養者547,793名
- 計1,433,520名

県民約734万人 5.1人に1人が協会けんぽ埼玉支部の加入者です！

協会けんぽの財政状況

協会けんぽの令和2年度決算（医療分）



2020年度決算（見込み） | 医療分

収入	10兆7,650億円	（▲1,047億円）
支出	10兆1,467億円	（▲1,831億円）

収支差	6,183億円	（+784億円）
準備金	4兆 103億円	（+6,183億円）

※（ ）内は、対前年度比。

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。

健康保険料・介護保険料

健康保険料率(埼玉支部)

給与・賞与の

9.80% 令和3年3月分
(4月納付分) から

基本保険料率・
特定保険料率とは

健康保険料率(9.80%)のうち6.27%分は加入者の皆様の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険料率(全国一律)

給与・賞与の

1.80% 令和3年3月分
(4月納付分) から

介護保険制度・
介護保険料とは

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※ 賞与については、支給日が令和3年3月1日の賞与から標記の保険料率が適用されます。

「インセンティブ(報奨金)制度」(1)

「インセンティブ(報奨金)制度」とは？

…協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ(報奨金)制度」を導入いたしました。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の健康などに対する取り組みに応じて、インセンティブ(報奨金)を付与し、それを『健康保険料率』に反映させるものです。

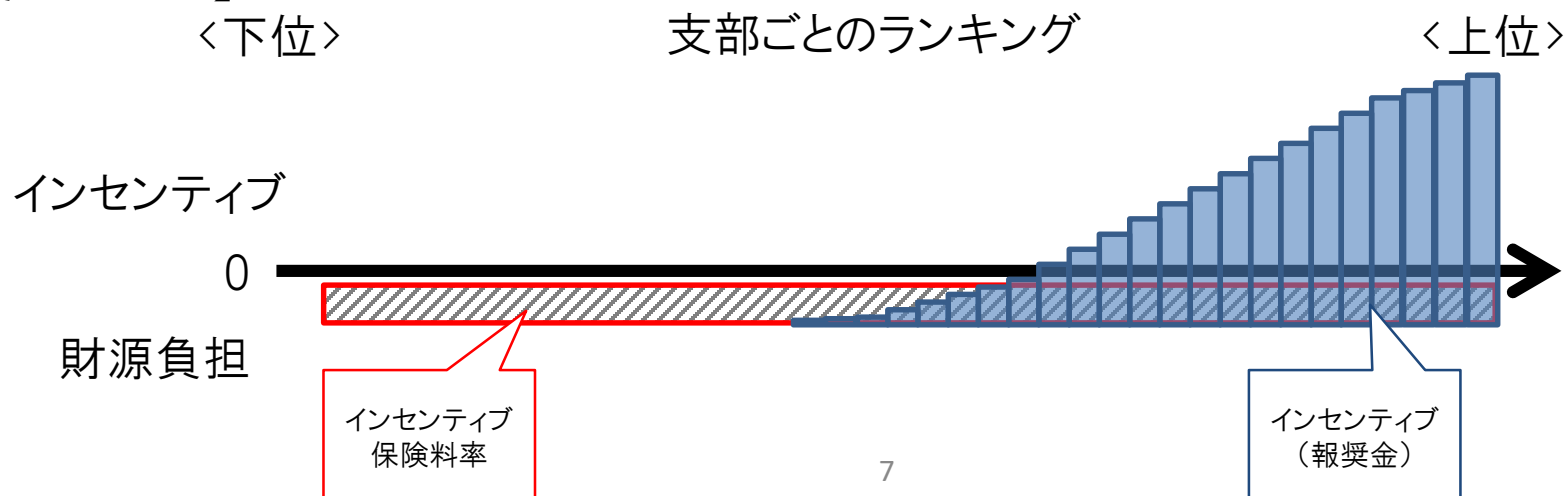
どのように評価する？

- …①制度の財源となる保険料率として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%※を盛り込みます。
- ②特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率を引き下げます。

※この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

平成30年度(令和2年度保険料率):0.004%⇒令和元年度(令和3年度保険料率):0.007%⇒令和2年度(令和4年度保険料率):0.01%

【制度のイメージ】



「インセンティブ(報奨金)制度」(2)

「インセンティブ(報奨金)制度」における評価指標一覧

特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。

特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日頃から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」をご選択ください。

インセンティブ制度の導入で、保険料はどのように変わる？

- 標準報酬月額28万円、保険料率10.0%の支部の場合(保険料は労使折半前の金額)
○保険料月額: $28\text{万円} \times 10.0\% = 28,000\text{円}$



- インセンティブ制度による報奨金で保険料率が-0.1%となった場合
○ $28\text{万円} \times 9.90\% = 27,720\text{円} (-280\text{円})$ 年間 -3,360円

皆様の取り組みで保険料率が変わります。ご理解、ご協力をお願い申し上げます。



協会けんぽの取組みについて

協会けんぽは、令和3年度からの3年間、6つのポイントに重点的・集中的に取り組み、皆様の健康を支えます。

①健診・保健指導の推進

・ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆様の生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。

②重症化予防

・健診の結果生活習慣病の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努めます。

③コラボヘルス

・大切な社員とご家族の健康増進のため、健康経営のサポートを通じて、事業所における健康づくりのお手伝いをします。

【埼玉支部の取組状況】

- ・600社以上が実践中
- ・一定の取組みを行った企業には認定を行います

④ヘルスリテラシーの向上

・日常生活の中でできる健康づくりに役立つ情報をお伝えするため、セミナーの開催・動画配信等を行い、ヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

⑤医療費の適正化

・皆様の保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取り組みのほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方の啓発等に取り組みます。

⑥効率化によるサービスの向上

・より一層の業務の効率化を図り、加入者の皆様に必要なサービス(各種申請等)を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。

プログラム1.

健康保険のサービス(各種給付)について

健康保険の手続き先について

健康保険に関する書類の送付先は、協会けんぽと日本年金機構に分かれていますのでご注意ください。特に、従業員様の健康保険の加入や脱退、従業員様の扶養家族の追加や脱退について、協会けんぽではなく日本年金機構へのお手続きですのでご注意ください。

〒330-8686 さいたま市大宮区錦町682-2
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階
全国健康保険協会 埼玉支部

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き

【健康保険給付関係】

- ・限度額適用認定申請書
- ・給付(療養費・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・高額療養費・埋葬料(費)等)の申請書
- ・高額医療費貸付・出産費貸付の申込書 等

【任意継続被保険者関係(退職後の健康保険)】(※国民健康保険は市町村へ申請)

- ・任意継続被保険者資格取得申出書
- ・任意継続被保険者住所変更届 等

【保健事業関係】

- ・生活習慣病予防健診・特定健康診査の申込書
- ・特定保健指導・健診後の健康相談 等

【被保険者証等再交付】

- ・被保険者証再交付申請書
- ・高齢受給者証再交付申請書 等

【その他】

- ・第三者等の行為による傷病届(交通事故等)

＜ 保険証等の発行 ＞

日本年金機構埼玉事務センターにお手続きいただいた被保険者資格取得届や被扶養者(異動)届は、事務センターで審査・入力を完了した後、協会けんぽで健康保険証を発行し、事業所様へお届けしております。

※申請書の事業所記号は、保険証に記載されている数字をご記入ください。

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20
住友生命浦和テクノシティビル
日本年金機構 埼玉広域事務センター

健康保険・厚生年金保険の加入等に関する手続き

【事業所関係】

- ・適用事業所所在地・名称変更届 等

【被保険者資格関係】

- ・被保険者資格取得届
- ・被保険者資格喪失届
- ・被保険者氏名変更(訂正)届
- ・被保険者住所変更届
- ・被保険者生年月日訂正届
- ・被扶養者(異動)届
- ・被保険者報酬月額算定基礎届(総括表含む)
- ・被保険者報酬月額変更届
- ・被保険者賞与支払届(総括表含む)
- ・70歳以上被用者該当・不該当届
- ・70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届
- ・年金手帳再交付申請書
- ・育児休業等取得者申出書・終了届
- ・育児休業終了時月額変更届 等

＜ 保険料の納付関係 ＞

保険料納付に関する手続きは、事業所を管轄する年金事務所になります。
※退職後の任意継続保険料を除く

※申請書の事業所記号は、漢字・かなをご記入ください。

協会けんぽで取り扱っている各種申請書・届書は、ホームページからダウンロードできます。
季節・時間帯によっては窓口が大変込み合うことがありますので、協会けんぽの各種申請は便利でスムーズな郵送でのお手続きをおすすめします。

協会けんぽで使用する「記号」について

協会けんぽで使用する「記号」は、健康保険証の氏名の上に記載されており、事業所で共通の数字です。
(7ケタか8ケタの数字です)

協会けんぽへの各種お届け・ご照会の際に必要となりますので、ご確認ください。

なお、年金事務所で使用する「事業所記号」とは異なります。ご注意ください。

記号（事業所共通）



※協会の「記号」は支部ごとの「記号」となりますので、事業所の所在地が県外に変更となり、協会の管轄支部が変更となった時は別の「記号」に変わります。

加入手続きから健康保険証等の送付まで

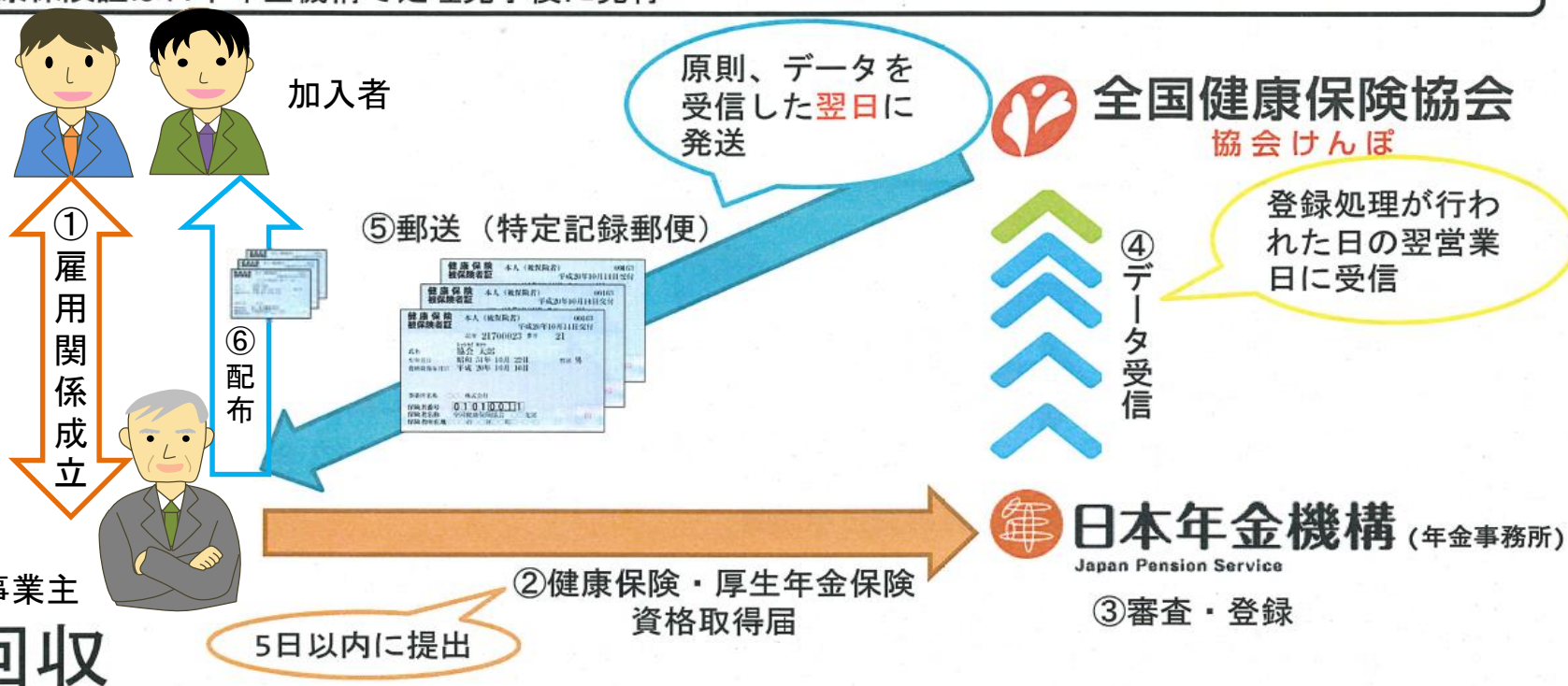
日本年金機構埼玉広域事務センターで資格取得届・被扶養者(異動)届を審査・登録後、通知書は事務センターから、健康保険証は協会けんぽから送付されます。
なお、70歳以上の方については別途、高齢受給者証を送付しています。

※資格取得届と被扶養者(異動)届を同時に提出された場合でも、埼玉広域事務センターの処理状況により、健康保険証の送付日が異なることがあります。
※健康保険証と通知書の送付日が異なることがあります。

★交付

※ 協会けんぽの加入者となる人(任意継続は除く)が早急に医療機関で受診する予定がある場合、健康保険証が交付されるまでの間、申請に基づき年金事務所の窓口で「健康保険被保険者資格証明書」を交付します。

- 決定通知書は日本年金機構から送付され、健康保険証は協会けんぽから送付
- 健康保険証は日本年金機構で処理完了後に発行

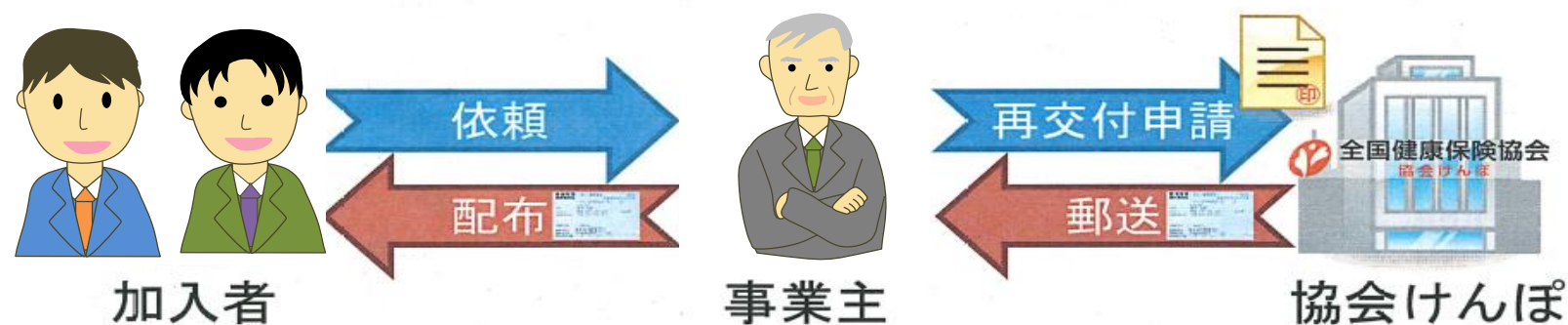


★回収

- 年金事務所を通じて回収 (Recovery through the pension office)
- 各種届書(資格喪失届、被扶養者異動届(解除)、氏名変更届)を提出される際には、健康保険証を添付 (When submitting various forms (Qualification Loss Form, Beneficiary Change Form (Termination), Name Change Form), attach the health insurance card)

健康保険証の再交付について

健康保険証を紛失・破損してしまった時は、事業主（任意継続除く）を経由して、協会けんぽに再交付の申請をいただくことで**約1週間**で発送しております。



【 申 請 書 名 】	健康保険 被保険者証再交付申請書
【 添 付 書 類 】	破損・汚損・摩耗の場合は、それらの健康保険証
【 提 出 期 限 】	すみやかに
【 提 出 者 】	事業主（任意継続除く）
【 そ の 他 】	なお、健康保険証の再交付を受けたあとに、古い方（紛失していた方）の健康保険証が見つかった場合は、古い方の健康保険証をご返却ください。

健康保険証および高齢受給者証について

協会けんぽから送付される健康保険証および高齢受給者証は下記のとおりです。
なお、70歳以上の方については医療機関等に受診される際に健康保険証と併せて高齢受給者証をご提示ください。

【健康保険証見本】



【高齢受給者証見本】

健康保険高齢受給者証	
記号	番号
被保険者氏名	
生年月日	
対象者氏名	
生年月日	
住所	
発給年月日	
有効期限	
一部負担金の割合	
所在地	
保険者番号	
名称及び印	

※高齢受給者証は70歳以上の方に交付され、収入の状況等により窓口負担の割合が異なります。(2割～3割負担)
※医療機関窓口健康保険証と併せて提示が必要です。

この欄に一部負担割合が印字されます。

○健康保険の医療機関での窓口の負担割合について

年齢	一部負担割合
小学校入学前	2割
小学校入学後～70歳未満	3割
70歳以上～75歳未満	2割
70歳以上～75歳未満 現役並み所得者※	3割

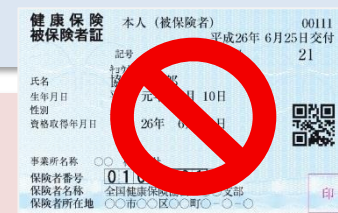
※現役並み所得者とは、70歳以上75歳未満の高齢受給者のうち、標準報酬月額が28万円以上の被保険者とその被扶養者です。
(28万円以上でも、申請により2割となる場合があります)

また、被保険者が70歳未満の場合は、その被扶養者である高齢受給者は、現役並み所得者とはなりません。

健康保険証が使用できなくなる日(資格喪失日)

被保険者(加入者ご本人)が退職等により資格喪失するとき

- ◎保険証を使用できるのは「退職日まで」です。 ◎死亡した場合、使用できるのは「死亡した日」までです。
- ◎また、パートやアルバイトの方で、勤務時間や日数が減少し健康保険の資格を喪失する場合も、「資格喪失日」以後は保険証は使用できません。
- ◎**保険証は退職時に必ずお勤め先の事業主様が回収し、すみやかにご返却をお願いします。**



被扶養者(加入者ご家族)が就職等により被扶養者の資格を喪失するとき

- ◎保険証が使用できるのは「**被扶養者でなくなった日の前日まで**」です。
被扶養者の方が「就職し、ご自身で健康保険の資格を取得した場合」や「一定の収入を越えた場合」は被扶養者でなくなります。
「被扶養者でなくなった日(就職日など)」以降は、保険証は使用できません。
- ◎**保険証は必ず被保険者のお勤め先の事業主様が回収し、すみやかにご返却をお願いします。**

《 健康保険証の返却先 》

- ◎年金事務所(日本年金機構さいたま広域事務センター)に資格喪失届・被扶養者異動届を提出される際に、回収した健康保険証を添付し、ご返却ください。(任意継続被保険者の方とご家族の方(被扶養者)は協会けんぽへご返却ください。)
- ◎電子申請による資格喪失届の場合は、回収した保険証に必ず「電子申請にかかる到達番号」を添付して、年金機構へ返却してください。

《ご注意！！》

加入者ご本人が退職された後や、ご家族が就職等で被扶養者でなくなったあとに、誤って保険証を使用(医療機関等を受診)するケースが発生しています。なお、誤って保険証を使用された場合、後日協会けんぽへ医療費をお返しいただく場合があります。

主なサービス(各種給付)について

協会けんぽでは、医療機関等の窓口に提示いただく健康保険証や高齢受給者証の発行の他に健康保険給付にかかる業務を行っており、主な手続きは下記の通りです。

1. 立替払いをしたとき

2. 高額な医療費を支払ったとき

3. 医療費が高額になりそうなとき

4. 病気やケガで会社を休んだとき

5. 出産で会社を休んだとき

6. 子どもが生まれたとき

7. 加入者が亡くなったとき

被保険者 (お勤めされている方)

療養費

高額療養費

限度額適用認定証

傷病手当金

出産手当金

出産育児一時金

埋葬料(費)

被扶養者 (ご家族の方)

家族療養費

高額療養費

限度額適用認定証

—

—

家族出産育児一時金

家族埋葬料

主なサービス(各種給付)について

1. 立替払いをしたとき

療養費（家族療養費）について

加入者(被保険者・被扶養者)の方が、やむを得ない事情で健康保険証を提示できず、自費で受診したときや、医師が治療上必要と認め、コルセットなどの治療用装具等を作った場合に自己負担相当額を差し引いた額(保険者が認めた額)が療養費として支給されます。

給付の対象例

- ・ 急病で健康保険証を持たずに病院へかかったときや、健康保険の加入手続き中で健康保険証の交付を受ける前に病院にかかったとき
- ・ 治療用装具(コルセット等)をつくったとき
- ・ 小児弱視等の治療用眼鏡等をつくったとき
(9歳未満の小児が対象)
- ・ 弾性ストッキング等を購入したとき
- ・ 海外で治療を受けたとき 等

申請に必要なもの

- ・ 療養費支給申請書
- ・ 領収書、診療明細書、医師の証明書 等

健康保険証が提示できなかった場合は...

健康保険証がないと...



10割 + α
支払い

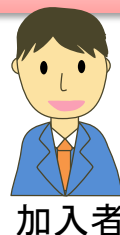


療養費
支給申請書

7割分支給

協会けんぽ
埼玉支部

健康保険証があれば...



3割支払い



7割分請求

7割分支給

協会けんぽ
埼玉支部



保険診療の部分のみが、療養費の支給対象です。
+ α の部分(自由診療)は対象となりませんのでご注意ください。

主なサービス(各種給付)について

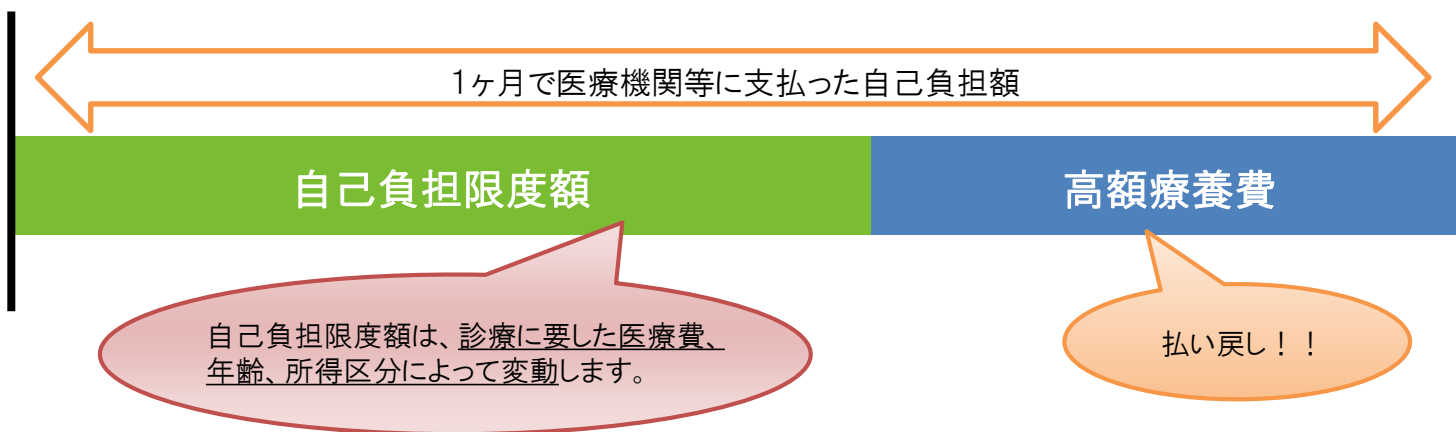
2. 高額な医療費を支払ったとき

高額療養費について

加入者(被保険者・被扶養者)の方が、医療機関・調剤薬局等の窓口で支払った自己負担額が高額になったときに家計の負担を軽減するため、一定の金額(自己負担限度額)を超えた額が申請により払い戻される制度です。

※自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。(詳細は、P20をご参照ください。)

高額療養費の支給額は1ヶ月(月初めから月末までの受診分)に医療機関・調剤薬局等へ支払った自己負担額から、自己負担限度額を差し引いた金額となります。



保険適用外の診療、差額ベッド代、食事療養費などは対象外です!!

申請に必要なもの

- ・ 高額療養費支給申請書 等

申請書の書き方を
動画でご覧いただけます



高額療養費は申請後、支給決定におおよそ3~4ヶ月要します。

主なサービス(各種給付)について

70歳未満の方の同一月内の自己負担限度額
 表1

被保険者の所得区分 (標準報酬月額)	70歳未満の方の自己負担限度額
区分ア (83万円以上)	252,600円+(総医療費－842,000円)×1% <多数該当 140,100円>
区分イ (53万～79万円)	167,400円+(総医療費－558,000円)×1% <多数該当 93,000円>
区分ウ (28万～50万円)	80,100円+(総医療費－267,000円)×1% <多数該当 44,400円>
区分エ (26万円以下)	57,600円 <多数該当 44,400円>
区分オ※	35,400円 <多数該当 24,600円>

※区分オ:被保険者が市区町村民税の非課税者等

70歳以上の方の同一月内の自己負担限度額
 表2

適用区分		ひと月の上限額(世帯)	
		外来(個人)	
現役 並み	現役並みⅢ 標準報酬83万円以上	252,600円+1% (多数該当140,100円)	
	現役並みⅡ 標準報酬53～79万円	167,400円+1% (多数該当93,000円)	
	現役並みⅠ 標準報酬28～50万円	80,100円+1% (多数該当44,400円)	
一般所得		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数該当44,400円)
低所得者	低所得Ⅱ	変更なし (70歳以上の低所得者に関しては、引き続き、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。)	
	低所得Ⅰ		

主なサービス(各種給付)について

3. 医療費が高額になりそうなとき

限度額適用認定証について

受診される際に、**あらかじめ**「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関に提示することにより、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までに軽減されます。

入院することになったけど
医療費の支払いが心配だ…

月々の外来診療の医療費が高額になりそうだ…

健康保険証と併せて
限度額適用認定証を
病院に提示すると…

限度額適用認定証をご利用になると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要になります。

注)70歳以上の方は、高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります。

(P20表3の現役並み所得ⅠまたはⅡに該当する方および非課税対象者は申請書の提出が必要です)

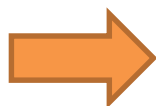
【限度額適用認定証見本】

健康保険限度額適用認定証	
被保険者	記号
	番号
	氏名
適用対象者	生年月日
	氏名
	生年月日
発給年月日	有効期限
	適用区分
	所在地
保険者	保険者番号
	名称
	及び印

○限度額適用認定証の発行までの流れ



①「健康保険限度額適用認定申請書」を協会けんぽ都道府県支部にご提出ください。



②「限度額適用認定証」が交付されます。

※申請書が協会けんぽに届いてから1週間程度で送付しています。



③健康保険証と併せて限度額適用認定証を提示します。

④窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。

主なサービス(各種給付)について

4. 病気やケガで会社を休んだとき

傷病手当金について

被保険者の方が業務外の病気やケガの療養のために会社を休み、その間に給与等が支払われないときに被保険者の方の生活を保障するための健康保険給付です。

支給要件

1. 業務外の病気やケガで療養中の場合
2. 療養のため仕事につくことができなかった場合
(入院・通院を問わず、医師等による労務不能の証明が必要となります)
3. 休んでいる期間に対し、会社から給与等の支払いがないか、または支払われた金額が傷病手当金より少ない場合
4. 4日以上仕事を休んだ場合
(療養のため仕事を休み始めた日から、連続した3日間は待期期間となり、4日目から支給の対象になります)

以上の4点を満たす場合は対象となります。

支給期間

会社を休んだ期間に対し、4日目から1年6ヶ月の範囲で請求できます。

※給与等が支払われ、その金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

※年金の受給により、傷病手当金が支給されない、あるいは減額される場合があります。

支給額

欠勤1日につき、直近1年間の標準報酬月額の前月の3分の2相当額

申請に必要なもの

- ・傷病手当金支給申請書
- ・(支給開始日以前12ヶ月以内で事業所に変更があった方)
以前の勤務先の名称・所在地・使用された期間がわかる書類 等

申請書の書き方を
動画でご覧いただけます



5. 出産で会社を休んだとき

出産手当金について

被保険者の方が出産のため会社を休み、その間給与等が支払われないとき、被保険者の方の生活を保障するための健康保険給付です。

妊娠85日以後の出産(死産、人工妊娠中絶含む)の場合に支給の対象となります。

支給要件

出産日(又は出産予定日)を含む産前42日(多胎の場合は98日)と産後56日の間に会社を休み、給与等が支払われない期間が対象となります。

出産が出産予定日より遅れた場合は、予定日から出産日までの期間も支給の対象となります。

支給期間

出産日(又は出産予定日)を含む産前42日(多胎の場合は98日)と産後56日までの期間が請求できます。

※給与等が支払われ、その金額が出産手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

支給額

欠勤1日につき、直近1年間の標準報酬月額の前月の3分の2相当額

申請に必要なもの

- ・出産手当金支給申請書
- ・(支給開始日以前12ヶ月以内で事業所に変更があった方)
以前の勤務先の事業所の名称・所在地・使用された期間がわかる書類 等

主なサービス(各種給付)について

事業所の皆様へ

傷病手当金支給申請書の書き方動画内
事業主証明記入方法を参考にご記入ください。



傷病手当金、出産手当金の申請には、事業主様による勤務状況・賃金支払状況の証明が必要です。
被保険者の方の求めに対して速やかに証明をお願いします。

健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4
事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む資金計算期間の勤務状況および資金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名
勤務状況 【出勤は○で、【有給休暇は△で、【公休は□で、【欠勤は／でそれぞれ表示してください。】

1.平成 2.令和	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	出勤	有給	

上記の期間に対して、賃金を支給しましたか？
☐ はい ☐ いいえ
給与の種類 ☐ 月給 ☐ 時給給 ☐ 歩合給 ☐ 日給月給 ☐ その他
資金計算 日 月 日
支払日 1.当月 2.翌月 日 月 日

上記の期間を含む資金計算期間の資金支払状況をご記入ください。

区分	単価	支給額	支給額	支給額
基本給				
通勤手当				
手当				
手当				
手当				
現物給与				
計				

資金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。

担当者氏名 年 月 日
事業所所在地 1.平成 2.令和 年 月 日
事業所名称
事業主氏名 印 電話番号 ※ハイフンで書く

6 0 1 2 9 0 「療養担当者記入用」は4ページに続きます。 3 / 4

全国健康保険協会 協会けんぽ

健康保険 出産手当金 支給申請書

1 2 3
事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む資金計算期間の勤務状況および資金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名
勤務状況 【出勤は○で、【有給は△で、【公休は□で、【欠勤は／でそれぞれ表示してください。】

1.平成 2.令和	年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	出勤	有給	

上記の期間に対して、賃金を支給しましたか？
☐ はい ☐ いいえ
給与の種類 ☐ 月給 ☐ 時給給 ☐ 歩合給 ☐ 日給月給 ☐ その他
資金計算 日 月 日
支払日 1.当月 2.翌月 日 月 日

上記の期間を含む資金計算期間の資金支払状況をご記入ください。

区分	単価	支給額	支給額	支給額
基本給				
通勤手当				
手当				
手当				
手当				
現物給与				
合計				

資金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。

担当者氏名 年 月 日
事業所所在地 1.平成 2.令和 年 月 日
事業所名称
事業主氏名 印 電話番号 ※ハイフンで書く

6 0 1 2 9 0 3 / 3

全国健康保険協会 協会けんぽ

主なサービス(各種給付)について

6. 子どもが生まれたとき

出産育児一時金について

被保険者または被扶養者が出産したときに費用の補助として支給されます。

支給要件

妊娠4ヶ月(妊娠85日)以後の出産(死産、人工妊娠中絶含む)の場合に支給の対象となります。

支給額

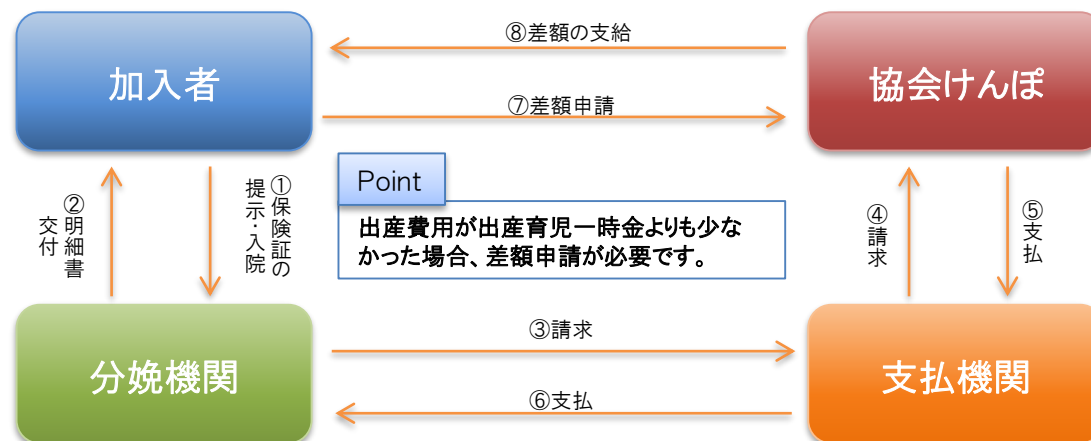
1児につき42万円が支給されます。(ただし、産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は40.4万円)

申請に必要なもの

出産育児一時金支給申請書、領収書(写) 等

○出産育児一時金の「直接支払制度」について

直接支払制度を利用することで、出産育児一時金の請求手続きを医療機関等が行い、医療機関等での窓口負担を軽減することができます。出産の際に、医療機関等にて直接支払制度の説明を受け、利用するかを決めていただきます。



主なサービス(各種給付)について

7. 加入者が亡くなったとき

埋葬料(費)について

被保険者または被扶養者の方がお亡くなりになられた場合は、埋葬料(費)が支給されます。

支給要件

○被保険者が亡くなったとき

- ・被保険者に生計を維持されていた方がいる場合は、生計を維持されていた方に「埋葬料」として支給されます
- ・被保険者に生計を維持されていた方がいない場合は、埋葬(葬儀)を行った方に、「埋葬費」として支給されます。

○被扶養者が亡くなったとき

- ・被保険者に「家族埋葬料」として支給されます。

支給額

○埋葬料・家族埋葬料…5万円

○埋葬費…5万円を上限とし、埋葬(葬儀)にかかった費用

※埋葬(葬儀)にかかった費用には飲食費等は含まれません。

申請に必要なもの

・埋葬料(費)支給申請書、死亡に関する証明(書) 等

※生計維持関係を確認できる書類、埋葬(葬儀)費用の領収証や明細書が必要な場合があります。

業務災害等の健康保険(保険証)使用について

業務災害に対して健康保険を使用することはできませんが、例外的に健康保険の使用が可能な場面もあります。

業務に起因する傷病でも健康保険が使えるケース

- ・受傷(事故)日時点で被保険者数が5人未満である事業所に所属する法人の代表者等で、当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められる業務に従事していることから起因した場合。
- ・副業として行う請負業務中の負傷やインターンシップ中の負傷など、業務に起因する負傷でありながらも、法律の規定上、労災保険の給付が受けられない(そもそも労災保険に加入できない等の)場合。

ご注意ください！

- ・上記の条件を満たす法人の代表者等(役員)の方でも、労災保険の特別加入をしている方や、労働者の地位を併せ持つ方は労災保険からの給付を受けることとなりますので、健康保険は使えません。
- ・従業員の方など健康保険の加入者が勤務している事業所が、労災保険の適用事業所であるにも関わらず単に届出を行っていないことにより労災保険の給付が受けられないというような場合には、健康保険は使えません。

※被保険者数5人以上の法人の代表者等の方は、業務災害に対して健康保険を使用することは例外なくできません。ただし、通勤災害の場合は健康保険を使用することができます。

自動車事故にあったとき・第三者にケガをさせられたとき ～届出が必要な場合～

自動車事故、けんかなどの第三者の行為によって病気・ケガをして健康保険の給付を受ける場合は、協会けんぽへ『**第三者行為等による傷病届**』の提出が必要となります。

負傷の原因が工作中または通勤途上の負傷であれば労災保険の給付対象となりますので、健康保険での給付はできません。（この場合は労災保険への手続きとなります）

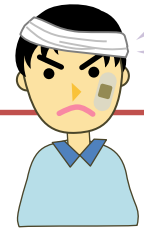
第三者行為(労災対象除く)の疑いがある場合は、加入者(被保険者・被扶養者)の方へ協会けんぽへ届出するようにご案内ください。

交通事故



- 車両同士の事故
- 車両に同乗中に負傷した場合
- 歩行者と車両（自転車含む）の事故
- ひき逃げ等で相手が不明な交通事故
- ☆自転車同士の事故など

その他の保険事故



- けんかで負傷させられた場合
- 犬咬傷（他人の飼い犬に咬まれたとき）
- ゴルフ事故
- 海難事故、列車事故など

- ①業務外の負傷であること
- ②相手（第三者）のいる事故であること（過失割合にかかわらず）
- ③健康保険を使用して治療を受けるときや健康保険の給付金の請求を行うとき

**①～③全て該当で、
『第三者行為等による傷病届』が必要**

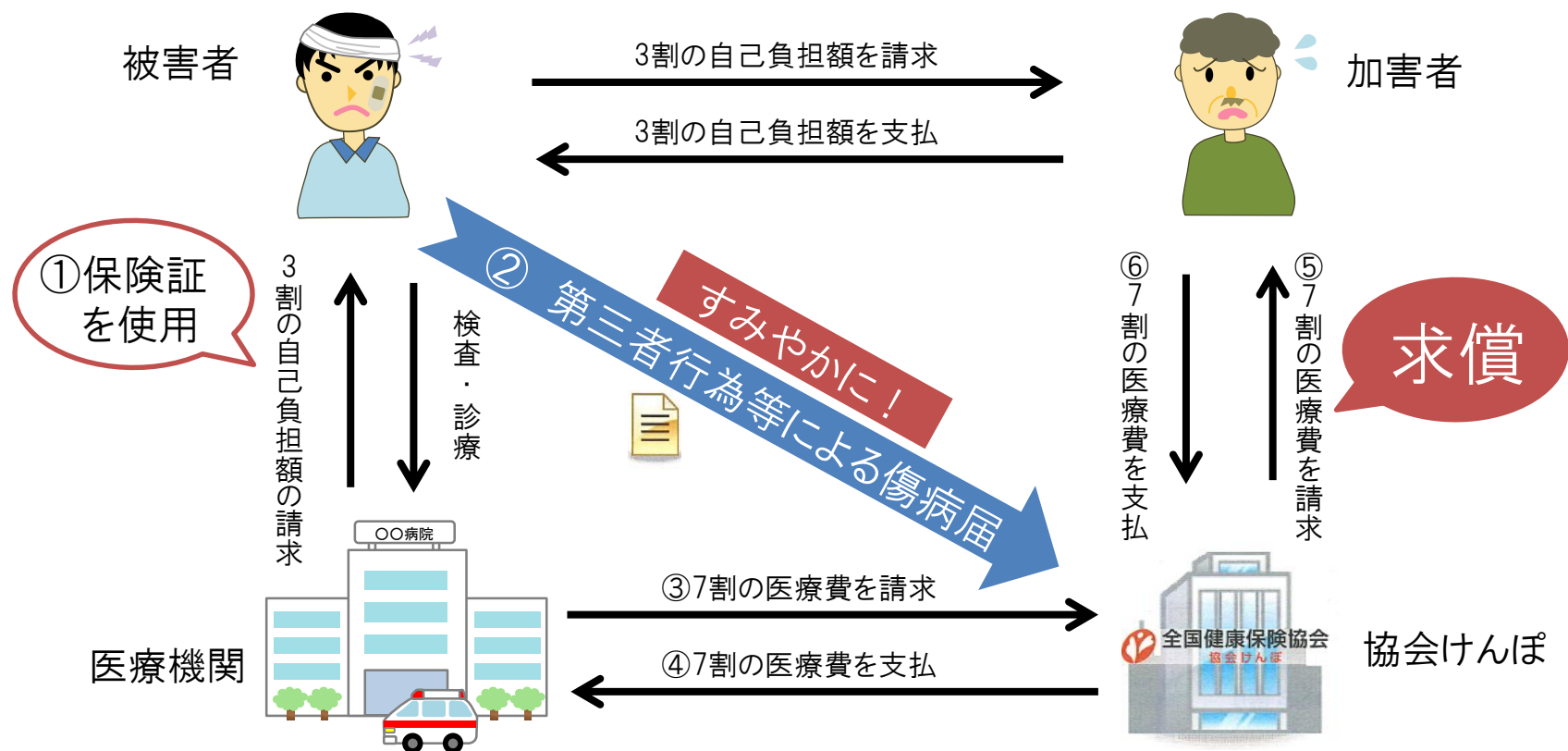
ケガ等の病名の場合には、「負傷原因照会」を行っています。

負傷原因の回答後、第三者行為と判明した場合はあらためて「第三者行為等による傷病届」の届出をお願いします。

自動車事故にあったとき・第三者にケガをさせられたとき ～損害賠償と健康保険給付の調整～

第三者の行為により病気やケガをしたとき、被害者は加害者に損害賠償を請求できますが、被害者がその病気やケガについて健康保険の給付を受けた場合は、**もともと加害者が負担すべきものを健康保険が立替えていることになります。**

そこで、協会けんぽは被害者の持っている損害賠償請求権を協会けんぽに移し（損害賠償請求権の代位取得）保険給付に要した費用を**加害者または自動車保険の会社に請求**することとなります。



プログラム2.

企業の健康づくりについて（健康診断など）

1. 協会けんぽ埼玉支部における保健事業について

【健康保険法第150条】

保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定による特定健康診査及び同法第24条の規定による特定保健指導（以下この項及び第154条の2において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

健康診査を行います

被保険者：委託健診実施機関で**生活習慣病予防健診**を実施
（埼玉県内では127機関と契約）※令和3年4月末時点

※生活習慣病予防健診を利用されない場合は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、労働安全衛生法に基づく定期健診の結果を提供していただくこととなります。

被扶養者：他保険者と共同して**地域医師会等**と契約し**特定健康診査**を実施（受診券を発行）

保健指導を行います

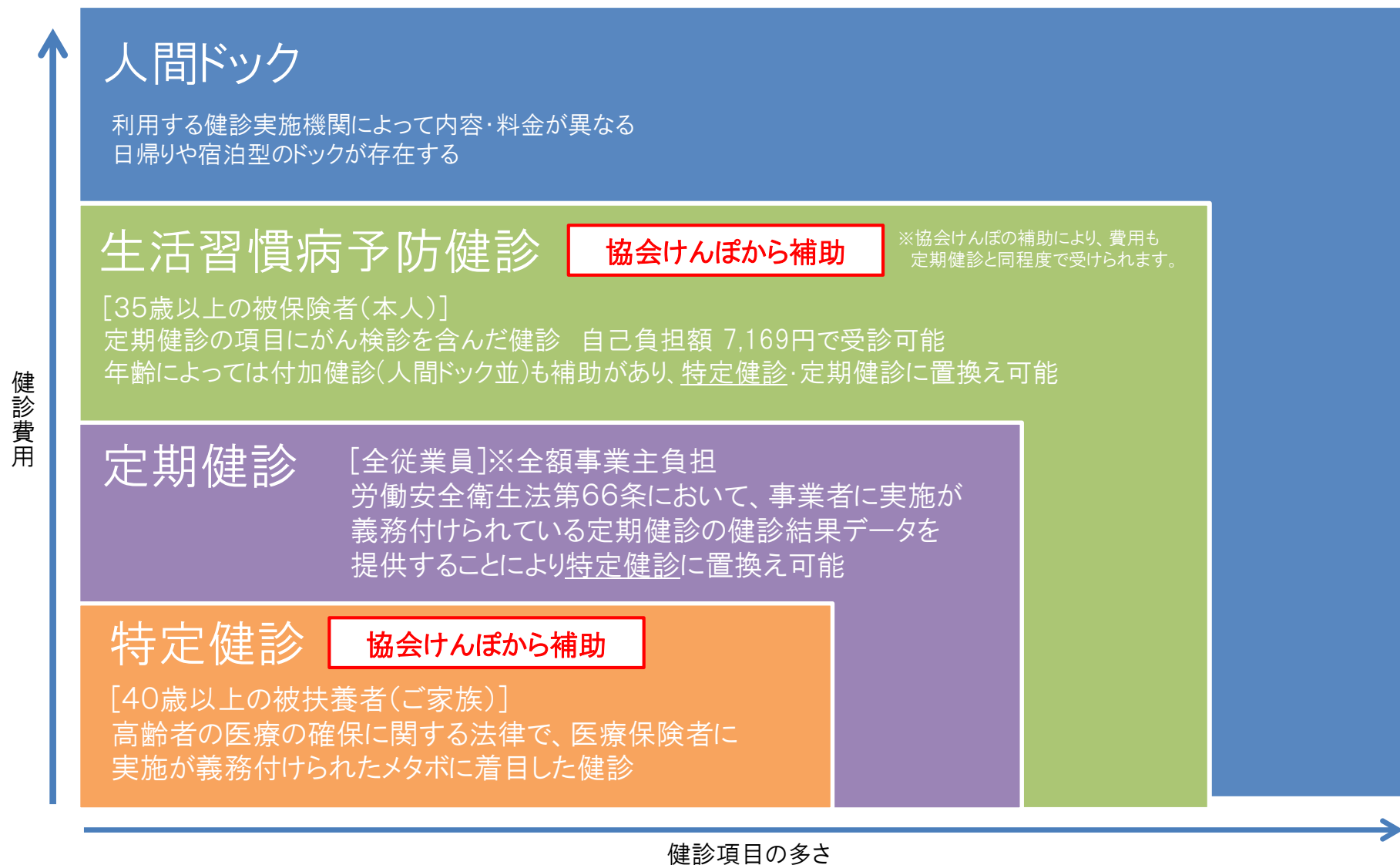
被保険者：**協会けんぽ保健師等**が実施
（一部業務委託しており、現在32機関と契約）※令和3年4月末時点

被扶養者：他保険者と共同して**地域医師会等**と契約し実施（利用券を発行）

健康づくり事業等を行います

- ・重症化予防事業を実施
- ・健康づくりセミナー、健康相談等を実施
- ・健康経営の推進（コラボヘルスの実施）

各種健診の比較



参考：各種健診の検査項目の比較

健診項目		特定健診	労働安全衛生規則 での定期健診	協会けんぽの生活 習慣病予防健診
身体計測・診 察	問診	○	○	○
	身長	○	○	○
	体重	○	○	○
	BMI	○	○	○
	腹囲	○	○	○
	業務歴		○	
	既往歴	○	○	○
	自覚症状	○	○	○
	他覚症状	○	○	○
血圧	血圧(収縮期・拡張期)	○	○	○
脂質	総コレステロール定量			○
	中性脂肪	○	○	○
	HDL-コレステロール	○	○	○
	LDL-コレステロール	○	○	○
	AST(GOT)	○	○	○
	ALT(GPT)	○	○	○
	γ -GT(γ -GTP)	○	○	○
	ALP			○
代謝系	空腹時血糖	●	●	●
	HbA1c	●	■	●
	随時血糖	●	●	●
	尿酸			○
血液一般	ヘマトクリット値	■		○
	血色素量	■	○	○
	赤血球	■	○	○

健診項目		特定健診	労働安全衛生規則 での定期健診	協会けんぽの生活 習慣病予防健診
尿・腎機能	尿糖	○	○	○
	尿蛋白	○	○	○
	潜血			○
	血清クレアチニン	■	■	○
生理学検査	視力		○	○
	聴力		○	○
	心電図	■	○	○
	胸部エックス線検査		○	○
	胃部エックス線検査			○
	胃部内視鏡検査			■
	眼底検査	■		■
	喀痰検査		■	
各種がん検 査など	便潜血			○
	直腸検査			■
	HBs抗原			◆
	HCV抗体			◆
	子宮頸がん			△
	乳がん			△
医師の診断(判定)		○	○	○

○：必須項目
 ■：医師の判断に基づき選択的に実施する項目
 ●：いずれかの項目の実施で可
 ◆：希望により実施する項目
 △：希望により実施する項目

協会けんぽが補助を行う健康診断について

生活習慣病予防健診

被保険者（加入者）

一般健診

対象となる方：35歳～74歳の方

健診項目：診察等・問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・便潜血反応検査・心電図検査・胸部レントゲン検査・胃部レントゲン検査

注意：セット健診ですので、
選択での受診はできません

子宮頸がん検診

対象となる方：20歳～38歳の偶数年齢の女性の方

一般健診に追加可能な健診

付加健診 対象：40歳・50歳の方

乳がん検診 対象：40歳～74歳の偶数年齢の女性の方

子宮頸がん検診 対象：36歳～74歳の偶数年齢の女性の方

肝炎ウィルス検査 対象：過去にC型肝炎ウィルス検査を受診していない方

注意：一般健診を受診する方が対象
です（単独では受診できません）

特定健康診査

被扶養者（家族）

基本的な健診

対象となる方：40歳～74歳の方

健診項目：診察等・問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査

注意：がん検診は含まれて
いません

詳細な健診

対象となる方：健診結果などに基づいて医師が必要と判断した方

健診項目：心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査

◆がん検診：被扶養者（家族）の方のがん検診については、健康増進法第19条の2に基づき市町村が実施主体となっています。ご家族の方は、協会けんぽの特定健康診査とあわせ、市町村のがん検診も受診して下さい。（詳細はそれぞれの市町村にお問い合わせ下さい）

生活習慣病予防健診 ～加入者ご本人～

加入者ご本人様向けに、生活習慣病予防健診をご案内しています。労働安全衛生法で定められる一般定期健診より、検査項目が充実していて費用の助成がありますので是非ご利用ください。

対象者

35～74歳の加入者ご本人

費用(自己負担額)

最高7,169円

利用方法

- ① 受診を希望する健診機関に予約します。
- ② 健診機関から問診票や検査キットが郵送されます。
- ③ 予約日当日、保険証、問診票等を持参し健診を受けます。
- ④ 2週間程度で検査結果が送付されます。

ご注意ください

- ・毎年3月下旬頃に対象者を掲載した一覧表を事業所宛に送付いたします。(1月初旬のデータ抽出)
※新規にご加入された場合は送付時期が異なる場合があります。
- ・受診日に資格喪失している方は受診できません。
- ・日程や健診項目の変更、キャンセルについては、健診機関と十分に調整をしてください。
- ・健診項目は全てセットとなります。当日の体調及び医師の指示以外で健診項目を減らすことはできません。
- ・健診結果は受診者のプライバシー保護に留意したうえで、原則事業主を経由して受診から2週間程度で送付されます。受診者個人の同意なしに事業主が開封、確認することは認められません。



特定健康診査 ～加入者ご家族～

加入者ご家族様向けに、特定健康診査をご案内しています。対象となる方に「受診券」を送付させていただきます。

対象者

40～74歳の加入者ご家族(被扶養者)

費用(自己負担額)

無料～1,304円

利用方法

- ① 協会けんぽから受診券が送付されます。
- ② 受診を希望する健診機関に予約します。
- ③ 予約日当日、受診券と保険証を持参して健診を受けます。
- ④ 健診結果を郵送または来院で確認します。

ご注意ください

- ・毎年4月初旬、ご自宅に『特定健康診査受診券』を送付いたします。
※新規にご加入時は送付時期が異なる場合があります。
- ・受診日に扶養解除(資格喪失)している方は受診できません。
- ・県外での受診を希望される場合には、都道府県各支部にお問い合わせください。
- ・健診項目は全てセットとなります。当日の体調及び医師の指示以外で健診項目を減らすことはできません。

受診券

この受診券の送付先

特定健康診査受診券(セット券)

年 月 日交付

受診券番号
被扶養者氏名
受診者の氏名
受診者の生年月日

有効期間
健診内容

受診券の送付先

特定健康診査(セット券)

この券は、特定健康診査を受ける際に必要となります。また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された場合は、この券を基に、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。また、健診結果に基づいて、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。

この受診券の送付先

特定健康診査(セット券)

この券は、特定健康診査を受ける際に必要となります。また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された場合は、この券を基に、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。また、健診結果に基づいて、医師の指導に従って生活習慣の改善に取り組む必要があります。

被扶養者(ご家族)の方にお送りしております。 協会けんぽ

平成31年度(2019年4月～2020年3月)
特定健診(特定健康診査)のご案内

年度内お一人様1回に限り、
協会けんぽが健診費用の一部を補助します。

●この健診は被扶養者(ご家族)の方が対象です。
※被扶養者(ご本人)の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。

特定健診は1年に1回受診しましょう

特定健診は、生活習慣病や、その前兆である
メタボリックシンドロームを早期に見見・改善するために実施しています。
健診をきっかけに「あなたの健康」を見直してみよう。

健診は健康状態を知る第一歩です。
受診するだけでなく、
その結果から健康リスクを把握して、
生活習慣を改善していくことが大切です。

特定健診の対象となる方

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方

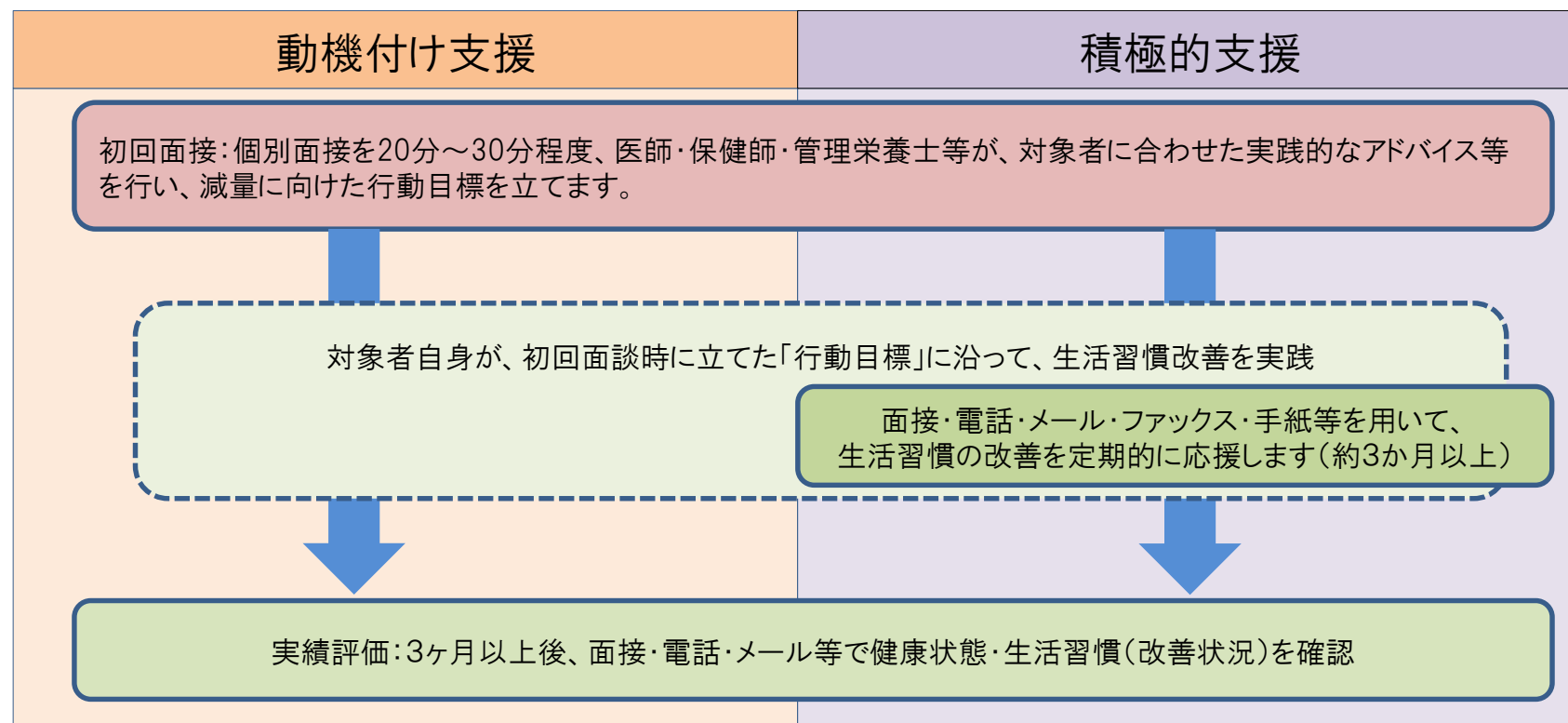
◆受診時に協会けんぽの被扶養者(ご家族)であることが必要です。
◆昭和54年4月1日～昭和55年3月31日生まれの方は、今年度から特定健診の対象になります。
40歳の誕生日を迎えていなくても平成31年4月1日から受診できます。
◆昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方は、誕生日の前日までに受診を済ませていただく必要があります。

1

特定保健指導(1)

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる方に対し、生活習慣を見直すサポートをします。

特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機づけ支援と積極的支援があります。
(よりリスクが高い方が積極的支援となります。)



特定保健指導(2)

腹囲と追加リスク(健診結果に基づく下記①②③の数値)と喫煙により判定します。

①血 糖		②脂 質		③血 圧	
空腹時血糖が100mg/dl以上又は HbA1c(NGSP)5.6%以上		中性脂肪150mg/dl以上、又は HDLコレステロール40mg/dl未満		収縮期血圧130mmHg以上 拡張期血圧 85mmHg以上	
腹 囲	追加リスク①～③ ①血糖 ②脂質 ③血圧	喫煙歴	判定結果		
			40～64歳	65～74歳	
85cm以上(男子) 90cm以上(女性)	2つ以上該当	(問わず)	積極的支援	動機付け支援	
	1つ以上該当	あり	積極的支援		
	1つ以上該当	なし	動機付け支援		
上記以外で BMI25以上	3つ該当	(問わず)	積極的支援		
	2つ該当	あり	積極的支援		
	2つ該当	なし	動機付け支援		
	1つ該当	(問わず)	動機付け支援		

特定保健指導(3)

特定保健指導で皆様の健康づくりをサポートしています

健診を受診した結果により、メタボリックシンドロームのリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方へ当支部の保健師・管理栄養士または外部委託機関による『**特定保健指導**』を実施しています。

被保険者(ご本人)様の保健指導

○健診後、特定保健指導の対象となる方がいる場合、事業所に特定保健指導のご案内が届きます。

○特定保健指導は、協会けんぽの保健師・管理栄養士または外部委託機関※が無料で実施します。

(※健診を受診した医療機関、または保健指導専門業者からのご案内が届くことがあります。)

被扶養者(ご家族)様の保健指導

○特定保健指導の対象となる方には、ご自宅等に特定保健指導利用券が届きます。利用券を持参し、特定保健指導実施機関でお受けください。

○特定保健指導実施機関及び費用については、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、埼玉支部までお問い合わせ下さい。

どうして特定保健指導を受けた方がいいの？

- ・生活習慣病はメタボリックシンドロームに深く関係があり、動脈硬化を進行させるといわれています。
- ・生活習慣病のリスクが高い方に、リスクを減らすための特定保健指導を実施し、重症化しないようにサポートをしています。

特定保健指導ってどんなことをするの？

- ・現在の生活習慣をお聞きし、無理せず行える生活習慣改善のためのポイントをアドバイスします。
- ・対象者のライフスタイルに合った生活習慣改善方法を保健師・管理栄養士と一緒に考え、健康づくりのサポートをします。

ご自身の健康のために、ぜひ特定保健指導をご利用ください！

定期健康診断結果データのご提供のお願い

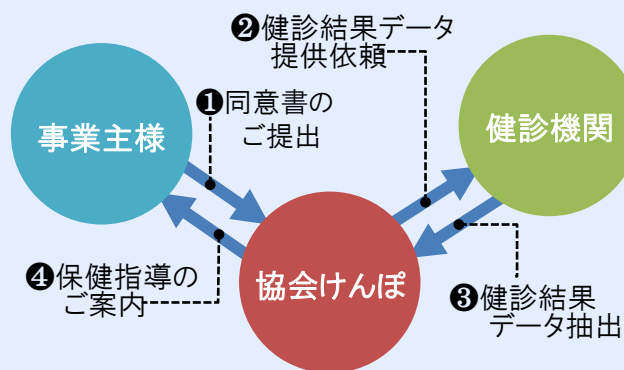
特定健診の対象となる40歳以上74歳以下の被保険者の方で、生活習慣病予防健診をご利用されない方は、協会けんぽで健診データを保有していませんので、特定保健指導につなげるために健診結果データのご提供をお願いしております。

定期健康診断の結果データのご提供は法律^(※)で事業主様に義務づけられておりますので、個人情報保護の問題もありません。

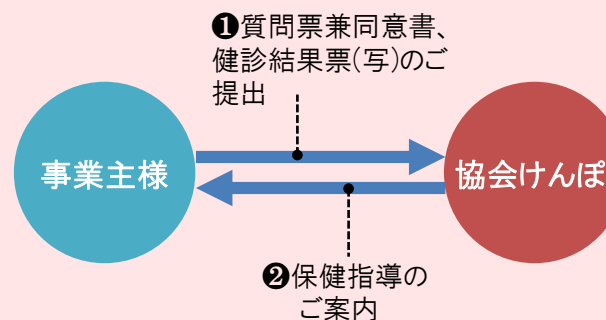
※高齢者の医療の確保に関する法律第27条第2項及び第3項

ご提供の流れ

① 健診機関から協会けんぽへ ご提供いただく方法



② 事業主様から協会けんぽへ ご提供いただく方法



※ 健診機関から健診結果データをご提供いただけない場合
事業主様からご提供いただく場合もございます。



定期健康診断結果データをご提供いただくと・・・

- ・生活習慣病リスクの高い方は特定保健指導が受けられます。
- ・協会けんぽでデータ分析を行い、地域・業態等の特性に合わせた効果的な保健事業に役立てます。

埼玉支部におけるデータヘルス計画

1. データヘルス計画とは

医療保険者が健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報を活用し、費用対効果の観点も考慮しながらPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定する計画です。

2. 実施内容

埼玉支部の生活習慣病に係る医療費や健診結果データの調査の結果、以下のような課題があることがわかりました。

- ・健診受診率が他支部と比較して極めて低い。
- ・入院外の医療費で高血圧性疾患と糖尿病が上位1・2位であり、その比率が全国を上回っている。
- ・虚血性心疾患による死亡率が全国と比較して高い。
- ・加入事業所数が多いため、事業所と連携した健康づくりが必要。

加入者の皆様のQOL(Quality of Life)の向上のため、埼玉支部は平成30年度からの第二期データヘルス計画において、糖尿病の重症化予防を中心とした計画を策定し、県、市町村、各種団体、医療機関、事業所など関係する皆様と様々な連携を行い、健康寿命の延伸・医療費適正化の取組みを行っています。

1. 糖尿病・高血圧等の重症化予防の推進

県・医師会・医療機関と連携し、糖尿病の重症化リスクが高い対象者に“糖尿病重症化予防プログラム”を提供し、リスクの低減を目指します。

健診結果で要治療と判定された対象者への治療勧奨を行い、重症化を予防します。

喫煙及び受動喫煙の対策を推進し、喫煙及び受動喫煙による糖尿病・高血圧の重症化リスクの低減を目指します。

2. 健康経営の推進(コラボヘルス)

保健事業の推進には、事業主の理解と協力が不可欠であることから、事業主と連携した職場における健康づくり(コラボヘルス)を実施しています。また、健康経営の推進には自治体や関係団体などと連携し「オール埼玉」での支援体制を構築しています。

3. 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上

事業者健診結果データの取得の推進や集団健診の実施を中心とした具体的な対策を実施し、受診率の向上を図ります。

4. 特定保健指導の実施率の向上

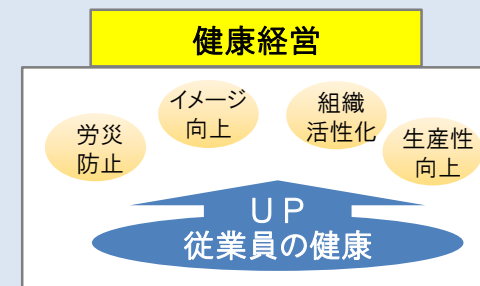
対象者にとって特定保健指導を受けやすい環境の整備を中心とした対策を実施し、実施率の向上を図ります。

「健康経営」の推進について

健康経営のすすめ！

少子高齢化等により労働力が限られていく中、人財「投資」は全ての組織にとって持続的成長のカギです。
『健康経営』とは、従業員の健康保持増進の取組が、将来的に収益性等を高める人財「投資」であるとの考えのもと、
『健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること』です。

企業が健康経営の理念に基づき、従業員の健康保持・増進を行うことは、医療費適正化だけでなく、
右図のように労災防止等様々な効果につながり、ひいては組織の活性化、企業業績等の向上にも寄与する
ものと考えられます。

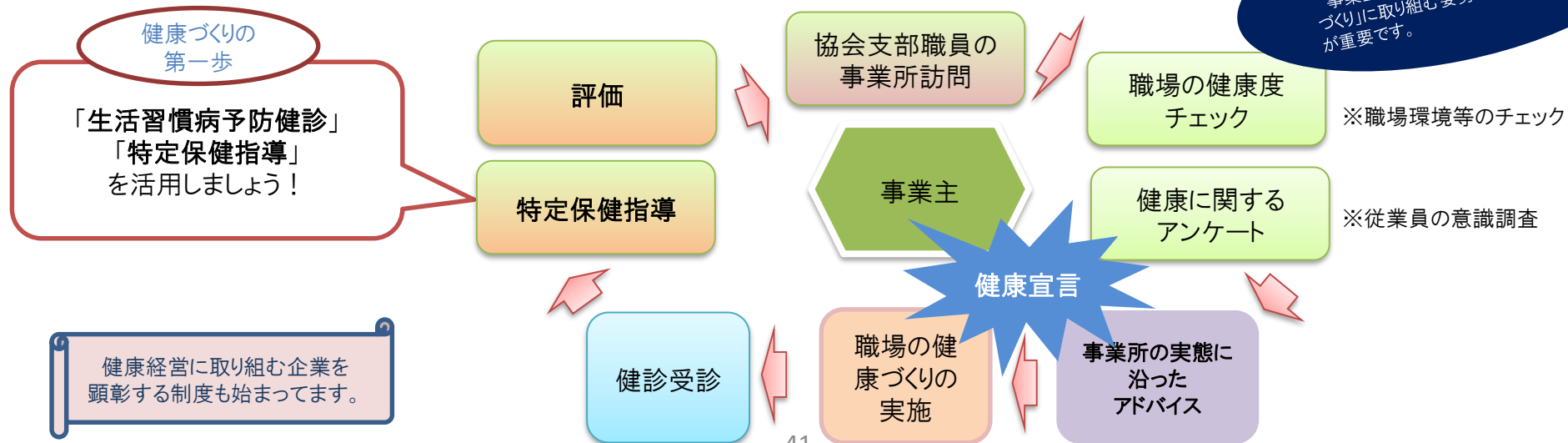


※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

—— 協会けんぽは職場における健康づくりをサポートします ——

協会けんぽ埼玉支部は、医療費情報・健診情報等の分析結果や「職場に関するアンケート」等に基づき、職場の健康課題について一緒に考え、必要なアドバイスや課題解決に向けた健康づくりの取組を提案いたします。

健康宣言をしましょう！
事業主自ら「職場における健康づくり」に取り組む姿勢を示すことが重要です。



「オール埼玉」で健康経営の取組みをサポートしています

「健康経営」は、企業が主体となり経営の視点で従業員の健康管理を行うものですが、企業だけで進めることは困難です。
以下は協会けんぽ埼玉支部ではサポート事例です。関係機関と連携協定を結び「オール埼玉」で健康経営の取組みをサポートいたします。

連携協定を締結している関係団体一覧	
1	埼玉県
2	さいたま市
3	埼玉県信用保証協会
4	埼玉産業保健総合支援センター
5	埼玉県医師会
6	埼玉県歯科医師会
7	埼玉県薬剤師会
8	さいたま商工会議所
9	埼玉県商工会連合会
10	新座市商工会
11	埼玉県中小企業団体中央会
12	埼玉県法人会連合会
13	埼玉県社会保険労務士会
14	埼玉県中小企業診断協会
15	女子栄養大学

協会けんぽ埼玉支部のサポート例

種別	サポート	内容
健康診断(加入者本人)	生活習慣病予防健診の実施	35歳以上の加入者本人に、特定健康診査とがん検診をセットで実施しリスク保有者を把握
健康診断(扶養家族)	特定健康診査の実施	40歳以上の扶養家族にメタボリックシンドロームに特化した健診を実施しリスク保有者を把握
健康管理(加入者本人)	事業者健診データによるリスクの把握	40歳以上の加入者本人の定期健康診断の結果の提供を事業者から受けリスク保有者を把握
健康診断後のフォローアップ	特定保健指導(40歳以上)	生活習慣病のリスク保有者に保健師、管理栄養士が生活習慣改善に向け6ヶ月間サポート
健康相談	一般的な健康相談	各種イベント会場や希望された企業において保健師による健康相談を実施
健康に関する情報提供	健康セミナーの開催	希望された企業において保健師や管理栄養士が健康づくり等に関するセミナーを実施
健康課題の把握	健康経営サポートカルテの提供	従業員30名以上の企業へ健康診断結果、医療情報に基づくその企業の健康状態を情報提供
職場の健康づくり	コラボヘルスの実施	企業と連携して健康課題に沿った職場における健康づくりを実施
要治療者への対策	糖尿病性腎症の重症化予防	糖尿病が疑われる加入者へ医療機関への受診案内 治療中の患者に主治医と連携した生活改善指導の実施
禁煙対策	禁煙チャレンジ制度	禁煙を希望する加入者にサポーターの応援を得ながら3ヶ月の禁煙にチャレンジしていただき達成者を認定

関係機関と連携した「オール埼玉」でのサポート例

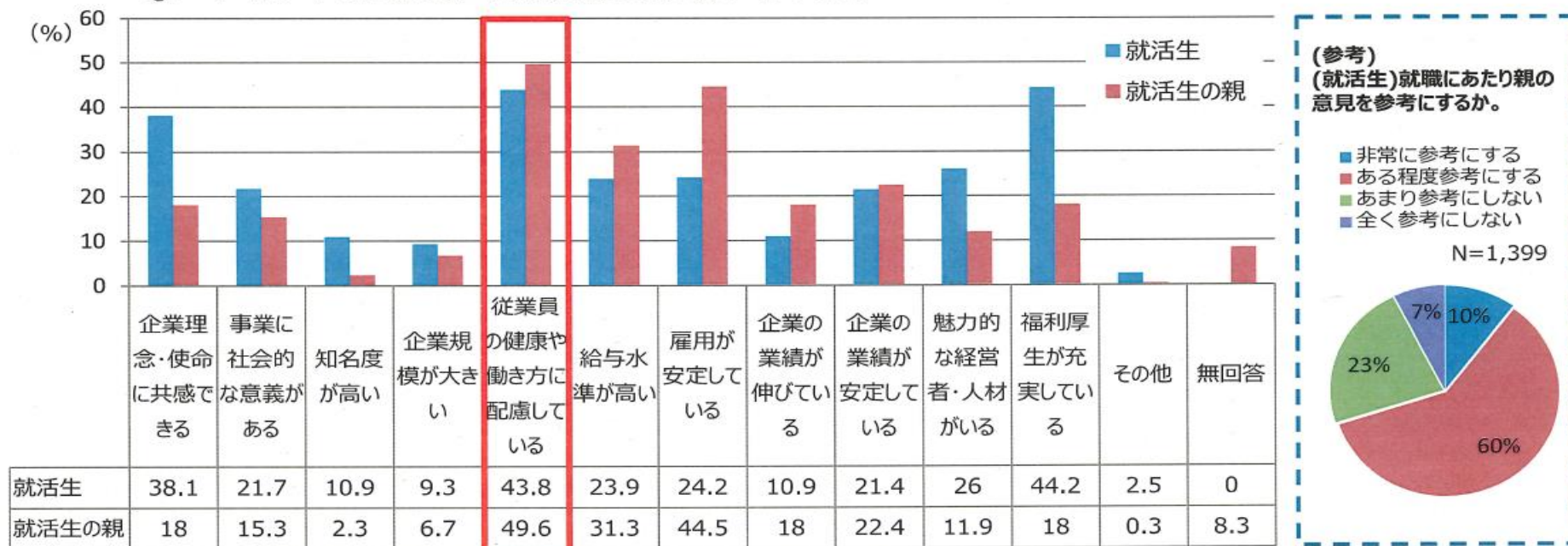
種別	サポート	内容	連携先
運動による健康づくり	継続的なウォーキングによる健康づくりのサポート	歩数計測、ポイントによる景品抽選など楽しみながら健康づくりを行うために埼玉県コバトン健康マイレージ、さいたま市マイレージを提供する	埼玉県、さいたま市
食事による健康づくり	食事による疾病予防対策のサポート	疾病ごとにその予防のための健康的な料理のレシピの紹介する	女子栄養大学
メンタルヘルス対策	職場のメンタルヘルス対策のサポート	産業保健総合支援センターのサービスを活用し心の健康づくり計画、研修、ストレスチェック制度導入等について専門家のアドバイスを提供する。	埼玉産業保健総合支援センター
産業医の活用	有所見者に対する産業医からのアドバイス	健診結果に異常所見がある労働者に対し、産業医より就業に関する意見を聴取する機会を提供する。	地域産業保健センター
健康に関する情報提供	健康に関する情報の習得	健康経営、禁煙、肝炎、ジェネリック等に関するセミナーの開催により、専門的な情報を提供する	埼玉県、さいたま市及び関係機関
ヘルスリテラシーの向上	従業員や担当者の健康に関する知識の習得	健康長寿サポーター養成講座の開催により、従業員や担当者に健康づくりに活用できる知識を提供する	埼玉県
金融面の優遇	健康経営企業に金融面でのサポート	「健やか」保証制度の活用により、健康経営企業の信用保証料を優遇	埼玉県信用保証協会

健康経営の効果（健康経営と労働市場の関係性）

- 就活生及び就職を控えた学生を持つ親に対して、健康経営の認知度及び就職先に望む勤務条件等についてアンケートを実施。就活生は「福利厚生の実現度」・「従業員の健康や働き方への配慮」との回答が4割を超え、親では「従業員の健康や働き方への配慮」・「雇用の安定」が4割以上を占める結果となった。
- 「従業員の健康や働き方への配慮」は就活生・親双方で特に高い回答率であった。
- 併せて、就活生が親の意見を参考するか否か調査したところ、7割が考慮すると答え、就職先を検討する上で親が持つ企業イメージ・情報が重要な要素を占めることが分かった。

Q.（就活生）将来、どのような企業に就職したいか。（3つまで）

Q.（親）どのような企業に就職させたいか。（3つまで）



※就活生のN数1399、親のN数1000における複数回答数を就活生、親それぞれで百分率にして比較

資料：経済産業省「健康経営優良法人2018中小規模法人部門について」

協会けんぽからのお知らせ

「健康保険委員」にご登録ください

協会けんぽでは、「健康保険委員」として事業所様の窓口になっていただく方をご登録いただいております。
協会けんぽ埼玉支部加入の事業所にお勤めの被保険者様であれば、どなたでもご登録いただけます。

健康保険委員の役割

協会けんぽからのご案内を社内周知いただくなど、事業所様と協会けんぽの距離を縮めるパイプ役を担っていただきます。
(日々の業務に支障がない範囲で構いません)

ご登録いただくと

協会けんぽ埼玉支部が、健康保険事務や健康づくりをサポートします。

4つのご登録特典

- ・年4回の専用広報誌の発行
- ・健康保険についてのハンドブックを贈呈
- ・自由参加の研修会の開催
- ・表彰制度の実施

ご登録方法

健康保険委員リーフレットまたはホームページに掲載している登録用紙にご記入の上、FAXまたは郵送にてご登録ください。

お役立ち情報をお届けします
健康保険委員にご登録ください!

協会けんぽでは、「健康保険委員」として事業所様の窓口になっていただく方をご登録いただいております。

健康保険委員って、どんなことをするの?
協会けんぽから送付される広報誌などの情報を社内掲示・回覧していただくほか、社員やその家族の皆様へ保険給付の説明や申請方法の案内をしていただくなど、事業主・加入者の皆様と協会けんぽの距離を縮めるパイプ役を担っていただきます。
協会けんぽ埼玉支部にご加入の被保険者様であればどなたでも健康保険委員になることができます!

現在、全国で約21万人以上の方が健康保険委員として活躍しています。
埼玉県内の、従業員100名以上の事業所の約6割に、すでに健康保険委員のご登録をいただいています。

協会けんぽ埼玉支部が**健康保険事務**や**健康づくり**をサポートします!
「健康保険委員」にご登録いただくだけで、協会けんぽ埼玉支部から健康保険委員の方専用のお役立ち情報をお届けします!

特典① 健康保険委員ハンドブックをプレゼント
特典② 健康保険委員研修会・セミナーの開催
特典③ 「健康保険委員だより」をお届け
特典④ 厚生労働大臣などの表彰制度

詳しくは聞いてチェック!

健康保険委員について
詳しくはホームページをご覧ください▶



ジェネリック医薬品の使用促進について

加入者の皆様のお薬代の負担の軽減のため、先発医薬品と同等の成分・効能があり安価な「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」の使用促進を呼びかけています。

ジェネリック医薬品軽減額通知

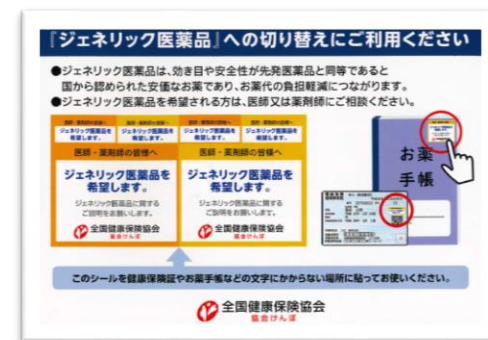
処方箋に掲載されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どのくらいお薬代の自己負担額が軽減されるか試算したお知らせを、一定額以上お安くなる方へお送りしています。

令和元年度の埼玉支部の結果(2回実施 合計)
通知件数約23.3万件 効果額約11.5億円/年

使用促進ツール

加入者の一層のご理解と使用促進を図るため、「ジェネリック医薬品Q&A」、「ジェネリック医薬品希望シール」を配付しております。
是非、ご利用ください。

シール等の配布はFAXにて承ります
詳しくはホームページをご覧ください▶



メンバーシップ特典サービスについて

保険証の提示でお得にサービスが受けられます！

協会けんぽの保険証を提示することにより、健康の保持増進に関するさまざまな**特典サービス**の提供が受けられます。ぜひご利用ください！

現在受けられるサービス



スイミングスクールやスポーツクラブの優待



温泉施設等の利用の優待



ゴルフ場利用時のドリンクサービス

参加企業の公募について

毎年度、サービスの参加希望を公募しております。

利用可能施設・公募についての詳細は
ホームページをご覧ください▶



納入告知書同封チラシ「埼玉だより」について

毎月20日ごろにお送りする、年金機構が発送する納入告知書に、「埼玉だより」を同封してお送りしています。協会けんぽ埼玉支部からの大切なお知らせや、お手続き・健康づくりにお役立ていただける情報を掲載しておりますので、ぜひご覧いただき、必要に応じて従業員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

令和3年6月号

第136号

最新情報をお届け！

メルマガ会員登録

さいたま 協会けんぽ

埼玉だより

職場内で閲覧をお願いします。

埼玉県による「がん検診受診促進事業」のお知らせ

生活習慣病予防検診の40歳代従業員が、前年度と比べて増加すると、埼玉県から補助金が交付される制度がござります。埼玉県からの補助金は令和3年度が最後となります。ぜひご確認ください！

対象となる検診	・生活習慣病予防検診の一部検診（胃がん・大腸がん・肺がん検診を含む） ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診
対象者	40歳代（昭和46年4月2日～昭和56年4月1日生まれ）の被保険者（ご本人）様
対象期間	令和2年10月～令和3年9月までの検診件数 （比較する前年度の期間：令和元年10月～令和2年9月）

前年度より受診者が1人増加につき
2,000円補助

お手続きは簡単！

STEP1 検診券を埼玉県ホームページからダウンロード

STEP2 検診券を協会けんぽ埼玉支部に届送（9月30日（水）必着）

STEP3 9月30日（水）までに生活習慣病予防検診を受診

お手続きの依頼や受診申請は、「埼玉県健康保険協会埼玉支部」のホームページをご覧ください。

埼玉県健康保険協会 支部対策課 TEL：048-830-3651

特定保健指導の外部委託について

協会けんぽでは、特定保健指導に関する業務を外部委託者に委託しています。特定保健指導の対象となる方へ、事業所様を通じて個別指導の場よりご連絡させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和3年度委託先 株式会社ベネフィット・ワン 住 所：東京都千代田区大塚 2-6-2 JOB HUB SQUARE 9階
委託期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで 電話番号：03-6870-2700

年金事務所内 協会けんぽ出張窓口は6月末をめどに閉鎖いたします

期間中の年金事務所内協会けんぽ出張窓口を6月末をめどに閉鎖いたします。ご利用の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。ご不便をおかけいたします。

なお、協会けんぽの各種申請はすべて郵送で行うことができます。皆様のご協力をお願いします。

出張窓口	開設している曜日	終了日
大 宮	火・金	令和3年6月25日（金）
桶 谷	月・水	令和3年6月28日（月）
春日部	火・木	令和3年6月29日（水）
川 越	月・水	令和3年6月30日（木）
秩 父	水	令和3年6月30日（木）

検診券はホームページからダウンロードいただけます。

検診券の届出先は
〒330-8686 協会けんぽ埼玉支部 048-658-5919

全国健康保険協会 埼玉支部

協会けんぽ
http://www.kyoenkai.jp/

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区大宮 682-2
大宮健康文化センター（JACK 大宮）16階

代 表	レセプトグループ	検診グループ	企業年金グループ
048-658-5919	048-658-5914	048-658-5915	048-658-5918

協会けんぽは令和3年度からの3年間、**6つのポイントに重点的・集中的に取り組み、皆さまの健康を支えます。**

1 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげるよう、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆さまの生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。

【目標】
・健診受診率が65%以上とします
・保健指導実施率が35%以上とします

2 重症化予防

健診の結果、生活習慣病の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や高血圧疾患による重症化予防に努めます。

【目標】
・受診のご案内後、3か月以内に医療機関を受診した方の割合が13.1%以上とします

3 コラボヘルス

大切な社員とそのご家族の健康増進のため、健康経営のサポートを通じて、事業所における健康づくりのお手伝いをします。

【埼玉支部の現状について】
・600社以上が実績中
・一定の効果を挙げた企業には認定を行います

具体的な方法やサポート内容等については「健康経営推進のサポート」をご覧ください。

4 ヘルスリテラシーの向上

「日常生活の中でできる健康づくり（運動や食生活）」に役立つ情報をお伝えするため、セミナーや動画配信等による健康教育を通じた若年層からのヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

【動画の配信内容について】
・運動編
・食生活編
・健康づくりに取り込む事業所の好事例の紹介 等

生活習慣病予防検診受診率アップのためのヘルスリテラシーを効果的に活用ください。

5 医療費の適正化

高齢化の進展等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方（不要不急の時間外受診を控える等）の啓発等に取り組めます。

【目標】
・協会けんぽのジェネリック医薬品の使用割合を全額適用無支那で80%以上とします

ジェネリック医薬品使用率アップのための取り組みをお願いします。

6 効率化によるサービスの向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス（傷病手当金、出産手当金等）を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担が軽減される程度検診適用認定の利用を促進します。

【目標】
・傷病手当金、出産手当金等も、申請受付から10営業日以内にお支払いします

ホームページにて、埼玉だよりのバックナンバーを掲載しています▶



メールマガジン「彩メール」について

協会けんぽ埼玉支部では、皆様にいち早く情報をお届けするため、メールマガジンの配信を行っています。
毎月10日前後に配信しておりますので、この機会にぜひご登録ください。

2021.6.10 配信

協会けんぽ 埼玉支部 彩メール <vol.119>

みなさま、こんにちは。

最近では一段と気温が上がり、日中に暑さを感じる日も多くなりましたが、いかがお過ごしでしょうか。また、雨予報の日も増えてきて、梅雨もいよいよ始まりそうです。
感染症予防のためのマスク着用が定まっていますが、マスク内の湿度や温度の上昇により、熱中症にならないようお気を付けください。人が少ない場所で、少しマスクを外す時間を作るなど、マスク生活と上手に付き合ってください。

さて、今月のトピックスはこちらです！

- 【1】《重要》年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は令和3年6月末を最後に閉鎖いたします
- 【2】《耳より情報》埼玉県が実施する「がん検診受診促進事業」のご案内
- 【3】《テレビ情報》テレビ埼玉「マチコミ」内でジェネリック医薬品をテーマに放送します！
- 【4】《お待！》保険証の提示でお得に！メンバーシップ特典サービスのご案内
- 【5】《知ったク！》医療保険情報「かかりつけ薬局」を活用しましょう
- 【6】《季節の健康情報》健康のために食生活を見直してみませんか？

【1】《重要》年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は令和3年6月末を最後に閉鎖いたします

年金事務所内協会けんぽ窓口では、協会けんぽで取り扱う各種申請書の配布・受付および相談を承っておりますが、令和3年6月末を最後に、終了することとなりました。これまでご利用いただいていた皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

～お願い～

協会けんぽのお手続きは全て、郵送で行うことができます。窓口は混み合い、お待たせしてしまうこともございます。感染症予防の観点からも、郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。

詳細についてはこちらをご確認ください。

▼ <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/shibu/sa-itama/cat080/20160506001/>

各種申請書は協会けんぽホームページよりダウンロードいただけます。

▼ <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/g2/>

【2】《耳より情報》埼玉県が実施する「がん検診受診促進事業」のご案内

40歳代従業員の生活習慣病予防検診の受診件数が、前年度と比べて増加すると、埼玉県から1件増加につき2,000円（上限あり）の補助金が交付される制度がございます。

埼玉県からの補助金は令和3年度が最後となりますので、ぜひご確認ください。

【対象となる検診】 生活習慣病予防検診の一環検診、乳がん検診、子宮頸がん検診

【対象者】 40歳代の被保険者（ご本人）様

【対象期間】 令和2年10月～令和3年3月までの受診件数

申請書類を埼玉県のホームページからダウンロードいただき、協会けんぽ埼玉支部に9月30日（木）必着でご提出ください。

※事業の開催や参加申込書は、「埼玉県保健医療部疾病対策課」のホームページをご覧ください。

▼ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantai-saku/jyushinshokushinkempo.html>

気になる病名辞典「がん」について

▼ <http://www.kyokai-kenpo.or.jp/g4/cat450/sb4502/p024/>

【4】《お待！》保険証の提示でお得に！メンバーシップ特典サービスのご案内

保険証を提示するだけで、温泉やゴルフ場、スポーツ施設やスイミングスクールなどで、利用料の割引やドリンクのサービスなど、特典が受けられます。
ご自身やご家族の健康増進・リフレッシュの機会にぜひご利用ください！
利用できる施設や詳しい特典内容についてはホームページをご覧ください。

メンバーシップ特典サービスについてはこちら

▼ <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/shibu/sa-itama/member/service/>

【5】《知ったク！》医療保険情報「かかりつけ薬局」を活用しましょう

「かかりつけ医」と同じように、薬について気軽に相談できる「かかりつけ薬局」を持つことは大きなメリットがあります。薬をムダなく安全に使用するために、「かかりつけ薬局」を持ってみませんか。

かかりつけ薬局を持つことのメリットについて詳しくはこちらをご覧ください。

▼ <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/g5/cat525/r2/20615/>

【6】《季節の健康情報》健康のために食生活を見直してみませんか？

日々の忙しから、ついつい食事をおろそかにしていませんか？食生活の乱れは、生活習慣病のリスクを高めます。数年後の自身の健康のために、食生活を見直してみましょう。

食生活改善のポイントについて詳しくはこちら

▼ https://www.kyokai-kenpo.or.jp/g5/cat510/r2/20615_01/

◆◆◆最後までお読みいただきありがとうございます◆◆◆

協会けんぽ埼玉支部ホームページにて、お手続きや健康づくりに役立つ情報を掲載しています。

ぜひご覧ください。お役立てください。

感染症対策・健康づくりに関するお役立ち情報はこちら

▼ https://www.kyokai-kenpo.or.jp/shibu/sa-itama/cat070/Link_Health/20200703/

セミナーの模様・申請書の書き方などを動画で配信しています

▼ <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/shibu/sa-itama/cat080/202103101/>

メールアドレスの変更

▼ https://merumaga.kyokai-kenpo.or.jp/webapp/form/16493_jky_2/index.do

配信解除

▼ https://merumaga.kyokai-kenpo.or.jp/webapp/form/16493_jky_1/index.do

発行：全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部 企画総務グループ

電話番号：049-550-5918

URL： <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/shibu/saitama/>

ご登録はこちらから▶



申請書の提出・郵送での手続きについて

申請書・届書は、すべてホームページから取得していただくことができます。

協会けんぽ

検索

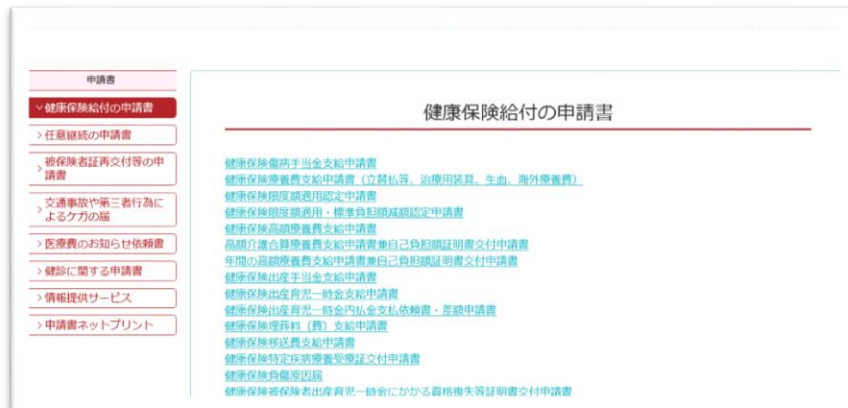
協会けんぽへのお手続きは、郵送にて受付しております。

【協会けんぽホームページ(トップ画面)】

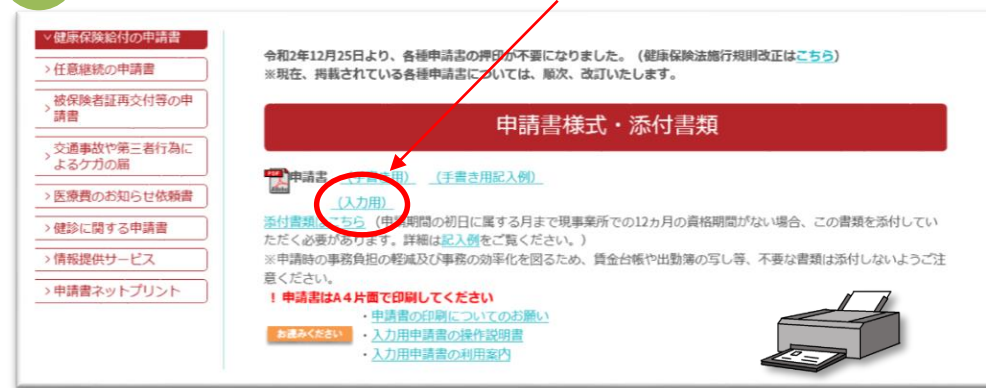
1 申請書マークをクリック



2 申請書を選択



3 印刷 ※パソコンで入力して作成いただける「入力用」が便利です！



郵送時の宛名は

〒330-8686 協会けんぽ埼玉支部
のみで届きます。

郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。



埼玉支部の所在地・窓口など

所在地	〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター(JACK大宮)16階
業務時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始は除く)

出張窓口	大宮・熊谷・川越・春日部・秩父年金事務所に設置している窓口はすべて令和3年6月末で閉鎖いたしました。窓口でのお手続きを希望される方は、協会けんぽ埼玉支部の窓口をご利用ください。(各種申請はすべて郵送でお手続きいただけます。)
------	--

担当部署	ご相談内容	電話番号
業務グループ	健康保険証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行、健康保険任意継続被保険者制度、傷病手当金や高額療養費など健康保険給付に関して	048-658-5919
レセプトグループ	レセプト(診療報酬明細書)点検、交通事故・第三者行為の医療費、医療費通知などに関して	048-658-5914
保健グループ	生活習慣病予防健診、特定健康診査、保健指導などに関して	048-658-5915
企画総務グループ	評議会、健康保険委員、健康経営、広報、庶務などに関して	048-658-5918